

民間資金等活用事業推進委員会総合部会
第1回VFM評価に関するWG
議事録

日時：平成20年6月16日(月)

10:00～11:58

場所：合同庁舎4号館 4階 共用第2特別会議室

山内座長 それでは、皆様、お忙しいところを朝からお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、民間資金等活用事業推進委員会総合部会第1回VFM評価に関するワーキンググループを開催いたします。

本ワーキンググループの座長ということで司会役を務めさせていただき山内でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

ワーキングの名称ですけれども、「VFM評価に関するワーキンググループ」とさせていただきますこうと思います。

それから、議事を始めるに当たりまして、本ワーキンググループの資料、あるいは議事録の取扱いを確認させていただきたいと思います。本ワーキンググループでは、運営の透明性の向上を図る観点から、非公開にしないと議論に差し障りがある資料を除いて、原則公開としてはどうかと考えておりますが、これはよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、原則として公開とさせていただきます。

今日は第1回ですので、まず、本ワーキンググループの趣旨とか進め方について、事務局から御説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

事務局 まず、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。資料を御覧ください。

上から順に、議事次第、座席表、資料1としまして「VFM評価に関するワーキンググループ（仮称）の今後の進め方（案）」。

資料2としまして「VFMガイドライン改定（素案）VFM算出過程・算出方法の公表」。

その次が、参考資料1が名簿。

参考資料2が「総務省「PFI事業に関する政策評価」について」。

参考資料3が政策評価書の要旨。

参考資料4がPFI推進委員会総合部会における今後の審議の進め方ということで、これは2月の総合部会のおきにお配りした資料でございます。

参考資料5が「総務省政策評価書中の「勧告」に対する今後の措置予定（案）」。

これも同じく2月の総合部会でお配りした資料でございます。

参考資料6は、今回VFMのアンケートを行っておりますので、その調査結果でございます。

参考資料7は、冊子になってございますけれども、昨年、VFMのガイドラインを改定していただいたもの等を反映させたものが入っているものでございます。

参考資料8は、推進委員会の議事録が付いてございます。

以上でございますが、不足等ございませんでしょうか。もし何かありましたら、事務局の方まで御連絡ください。

事務局 よろしゅうございますか。

それでは、資料 1 に従いまして、V F M 評価に関するワーキンググループ、今後の進め方につきまして、簡単に私の方から御説明を申し上げます。

まず、ワーキンググループの趣旨でございますけれども、P F I 推進委員会報告、昨年 11 月 15 日において課題として示されました「V F M 評価についての継続的な検討」、それから、昨年 6 月でございますけれども、「V F M ガイドラインの一部改定及びその解説」、こちらをおまとめいただいたわけでございますけれども、そちらにおいて整理された課題等について、今年 1 月 11 日にまとめられて勧告を受けました総務省政策評価の結果も踏まえ、検討を行うということでございます。

議論の進め方でございますけれども、本日、第 1 回目でございますので、今後のワーキンググループの進め方、検討課題等について、御確認、御議論をしていただければと考えている次第でございます。

それから、総務省の政策評価結果でございますが、こちらにつきましては、参考資料の 2 というものを御覧いただきたいと存じます。これは、本年 2 月 5 日の総合部会の方にも御提出をしたものでございますけれども、総務省の P F I 事業に関する政策評価というものが本年 1 月 11 日に閣議で総務大臣の方から報告があり、同日付で内閣府の方に勧告がなされました。

内容につきましては、P F I については、適切に行われれば相当の効果が発現する可能性があるとして、更に効率的かつ効果的に推進する観点から幾つか課題があるので、その課題について措置を講ずるべきという内容でございます。

なお、当日の閣議では、私ども経済財政担当大臣である大田大臣の方から、本件については真摯に受けとめて、可及的速やかに措置を講じてまいりますといった趣旨の御発言があったところでございます。

勧告の中身は概ね 4 点でございますが、ここに書いてあるとおりでございますが、そのうち、今回関連いたしますのが、V F M 算出の客観性、透明性の確保ということでございます。この中には、これは具体的には現行のガイドラインの中には V F M についての公表の規定はありますけれども、具体的な算出の方法、具体的にどういう形で公表していくかということについて示されていないといったことで、そういったことに関してガイドラインを充実していったり、普及啓蒙したり、支援方策を充実していったりする必要があるというのが勧告の内容でございます。

参考資料 5 というものがございます。こちらにも簡単に御覧いただきたいと思っておりますけれども、これも 2 月 5 日の総合部会でお配りしたものでございますけれども、今申し上げました V F M 算出の客観性及び透明性を確保するため、次の事項を実施することというのが一つの内容でございますけれども、例えば、算出に係る事例の蓄積であるとか、支援方策の充実であるとか、どちらかというところ力仕事で汗をかくようなことは内閣府の仕事かなと。V F M に関するガイドラインの改定といったよ

うな大所高所に立って御議論をしていただくべきもの、こちらは委員会の方でやっていただくお話かなということで、当日も整理をさせていただきました。

また、1月23日に推進委員会が開かれたわけですが、残念ながら大田大臣の方は御出席できなかつたんですけれども、木村副大臣の方から大田大臣のお願いということで、今回の総務省の政策評価につきまして、いろいろとこの推進委員会でも是非御議論をしていただきたいというお願いがあったわけですが、渡委員長の方からも、そういった趣旨を踏まえて総合部会で御議論をしていただきたいというお話がございました。

そこで、進め方の方に戻るわけですが、そういった経緯もございますので、今回は総務省の政策評価結果に基づいて、VFM算出の透明性・客観性の確保に関して、ガイドラインの充実ということについても併せて御議論をしていただければと存じます。

こちらの改善措置につきましては、7月10日までに回答を求められております。実は内々私どもの方から7月15日に推進委員会が開催されて、もしガイドラインの改定ということでこのワーキング総合部会、推進委員会で御了解がいただければ、15日の後の段階で御報告ができると申し上げたところ、それでは15日までその件については待ちますという内々の御返事をいただいているところでございます。したがって、こちらについても是非御議論をしていただきたいというものが事務局からのお願いでございます。

2回目以降でございますけれども、その他の検討課題について、具体的な検討内容、それから、どちらから検討していくかというプライオリティを確認していただいて、順次検討をしていただくということでございます。

6月16日が本日でございますけれども、第1回目のVFMのワーキンググループ、26日が御案内しておりますとおり総合部会、7月15日が推進委員会ということでございます。恐縮でございますけれども、ワーキンググループにつきましては、その後2回、3回、4回、5回、6回、7回、8回、9回、10回、11回と、議論が尽くすまで会合を開いていく必要があるのかなと事務局としては考えております。

進め方については以上でございます。

山内座長 ありがとうございます。事務局の説明のとおり、バリューフォーマーに関する課題について、去年のワーキンググループで整理をしましたので、それをベースに御議論いただくことになろうかと思いますが、今の件について、御意見あるいは御質問等ございましたら、御発言願いますが、いかがでしょう。総務省の方のまとめで、7月の上旬までに結論を出すということですので、2月にもお諮りしておりますけれども、まずはその件について御審議いただいて、その後、本格的な内容に再度入っていくと、こういう御趣旨でございますけれども、よろし

ゆうございますか。

ありがとうございます。

それでは、総務省の勧告に対する対応は期限があるようですので、まずそちらの方に移りたいと思います。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、総務省の勧告に対して、取り急ぎ期限までに回答する必要がありますので、バリュートフォームの算出の透明性・客観性の確保についてのみ優先して、まず審議をしたいと思います。

それでは、総務省の問題提起についての改定案ですね。これはVFMのガイドラインの改定になりますけれども、これについて事務局から御説明を願いたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局 それでは御説明をさせていただきます。お手元の資料のうち、まず資料2としまして「VFMガイドライン改定(素案)」というものと、参考資料6「VFM評価結果の公表等に関するアンケート調査結果」というものがございます。

まず、アンケート調査結果の方から御説明させていただきたいと存じます。お手元の参考資料6、カラーで計4枚になっているものがございますが、そちらを御覧ください。

今回、VFMの透明性・客観性の確保という観点から、VFM評価の結果の公表ということに関しまして、私どもの方でアンケート調査を行いました。対象事業としましては、19年12月までに実施方針を公表した事業のうち、断念、中止等を除いたもの287件。そのうちの回答としては165件から回答をいただいております。

このアンケート調査の結果の具体的な内容が2ページ以降にございます。1ページおめくりいただきまして、まず「特定事業選定時のVFM評価結果の公表について」ということでございます。

特定事業選定時にどういった項目を公表しているかということをお伺いしましたところ、結果といたしましては、グラフの方を御覧いただきますとよくわかりますとおり、「VFMの率」、「割引率」、これにつきましては、かなりの団体で公表がなされてございますが、それ以外の項目につきましては、国、地方公共団体、独立行政法人と、それぞれ公表の割合は少なくなっているということがございます。ただし、地方公共団体については、先ほど申しました「VFMの率」と「割引率」の他にでも「VFMの額」、「PSC」、「PFI-LCC」と、約2~3割程度は公表がされていると。地方公共団体の方が若干公表はされているという結果が出てございます。

次に、3ページでございますけれども、では、今のが公表の実態でございますが、今後、公表可能と考えられるものは何かということをお伺いしましたところ、「VFMの率」、「割引率」につきましては、既に公表がされているものが多くございますので、それと同等の結果になってございますけれども、それ以外の項目、例え

ば、特に地方公共団体では、「V F Mの額」ですとか「P S C」、「P F I - L C C」の額そのものにつきましては、公表に対して半数程度が可能であるということを回答されてございます。

4 ページ目にいきまして、それでは、「P F I - L C Cの算定方法について」、どういう形でやっているかということをお伺いいたしました。これにつきましては、選択肢を御覧いただきますと、「他のP F I事例を基に設定」、「民間へのヒアリングを基に設定」、「一定比率を乗じて設定」、「その他」とございます。

「一定比率を乗じて設定」というのは、注のところで書いておりますけれども、「P F I方式で実施した場合の各費用と従来方式で実施した場合の各費用を比較し、P F I方式で実施した場合に一定の比率で各費用の削減が見られるものと想定する場合の当該比率ということで、これは昨年のV F Mガイドラインの改定をいただいたときに、その解説の中で、こういった方式は望ましくない、厳に慎むべきである、更に、もしこういう方法を使うのであれば、合理的な根拠をはっきりさせるべきだ」と書いたところでございますが、実態といたしましては、一定比率を用いて削減をさせているというものの割合が6割以上となっているという結果でございます。

次に、では、このP F I - L C Cについて算定方法の公表をしているかということをお伺いしましたところ、まず、国の事業については「公表した」とするものが6割以上ですが、地方公共団体では6割以上、独法等では9割以上が「公表していない」という結果になってございます。

これも同じく今後公表することができるかという公表の可能性につきましてお伺いをしたところ、今の実態としましては、地方公共団体が「公表していない」という比率が比較的高かったのでございますが、今後のことを聞きますと、7割近くが「可能である」と回答しているという結果でございます。

その次の6ページにいていただきまして、「事業者提案のV F M公表について」ということでございます。

これは、落札時、事業者提案のV F Mについて、具体的にどうであったかということをお伺いしたところでございますけれども、まず、事業者提案のV F Mの確認・検証を行ったかどうかということをお伺いしましたところ、全体で8割近くが「実施した」という形になってございます。

では、この事業者提案のV F Mの公表で確認・検証したと回答した事業の中で、実際にそれを公表したかどうかということをお伺いしたところ、これは、全体で8割以上が「公表した」という回答をいただいております、管理者等別に見ましても7割以上がそれぞれ「公表した」と回答してございます。

続きまして、公表の内容についてはどういうことを公表しましたかということで、具体的な項目としては、「V F Mの額」、「割合」、「P S Cの金額」、これは「現

在価値割引前」、「割引後」、それと「事業者提案の金額」について、「割引前」、「割引後」、「その他」という形で聞いておりますけれども、まず、「VFMの率」については、国、独立行政法人等ではすべて。「事業者提案の金額」については7割が公表したという形になってございますけれども、国、独法等ではそれ以外の項目についてはほとんど公表はされていません。

一方で、地方公共団体の事業では、「VFMの額」、「PSC」について公表したものが過半数となっておりまして、その他の項目についても比較的公表が進んでいるという実態が見てとれるかと存じます。

次のページに、最後に予定価格等につきましてお伺いをいたしました。この予定価格につきまして、入札前の段階で公表しているかどうかということをお伺いしたところ、国の場合は、会計法の規定によりまして、予定価格の事前公表というのはできませんけれども、地方公共団体の場合は、その制限はございませんので、7割弱が事前に「公表した」という形になってございます。

それと、予定価格を事後に公表したかどうかということをお伺いしたところ、国の場合は約半数が「公表した」という形になってございます。

アンケート調査結果は以上でございまして、こういったVFMに関する公表の実態や今後の可能性等の内容を踏まえまして、VFMガイドラインの改定案という形でまとめたものが資料2でございます。

総務省の勧告でございましたとおり、VFMの透明性・客観性の確保が重要だということで、特にVFMの額、率そのものの他に、PSC、PFI-LCC、もしくは割引率等、VFMの算出過程あるいは算出方法といったものも公表していくべきだということを求められてございますので、そういった観点からガイドラインの改定案という形でお示しさせていただいているものでございます。

中身につきましては、まず、改定案のVFMの改定の本文のところと、昨年ガイドラインの改定のとおりと同じように、その本文の他に解説を加えるような格好のものにしておりまして、更に、その他に公表様式例ということで付けさせていただいております。

資料2の最初のページを御覧いただきますと、「四 VFM評価における留意事項」の「4 評価結果の公表」ということで、このうちの下線を引いていないところが、現在でもガイドラインに書いてあるところとございまして、下線部のところが今回新たに改定案としてお示しさせていただくところとございます。

上から順に御説明させていただきますと、まず、管理者等が算定したPSC、PFI-LCC等については、原則として特定選定の際に公表ということが今でも書いてございますけれども、「その際、VFM評価の透明性及び客観性を確保する観点から、VFMの算出過程や算出方法についてもあわせて公表する」ということを書かせていただきます。

2番目につきまして、留意点として3つほど挙げさせていただいております。1番目が「PFI事業は国民に対して低廉かつ良質な公共サービスを提供することを目的とするものであり、実施に当たっては意思決定プロセス等の透明性・客観性を確保し、国民に対する説明責任を果たす必要がある」ということを1番目に書かせていただきました。

2番目につきましては、特定選定時にVFMの算出過程や算出方法を、具体的な数値とともに公表することによって、民間事業者は管理者等が提示する要求水準をより適格に理解することが可能となり、その結果、より管理者等の考え方に即した提案を期待することができるものであるということでございます。

3つ目が、VFM評価の透明性・客観性を確保することは、管理者等のVFMを適切に評価しようという意識を高め、より適切・適正な評価がなされることが期待されるものであるということでございます。

ということで、以上のような観点から、下記の様式に示された事項について原則として公表することが必要であるということを書かせていただいております。

ただし書きのところは、これまでのガイドラインにも書いてあるところがございますけれども、PSC及びPFI-LCCを示すことにより、その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがある場合においては、PSCとPFI-LCCの差又は比によりVFMの程度のみを示すこととしても差し支えないということで、ここは国の場合の会計法の規定を念頭に置いたところだろうかと思います。

その下に「VFM公表様式」という形で付けさせていただいておりますが、まず、PSCとPFI-LCC、VFMの値ということで、PSC、PFI-LCC、VFMの金額、割合、それぞれ値と公表しない場合はその理由を書くということでございます。

次のページにいただまして、次が「VFM検討の前提条件」ということで、割引率、物価上昇率、リスク調整費ということで、それぞれ値とその算出根拠、あるいは公表しない場合はその理由を書くという項目でございます。

3つ目が事業費などの算出方法ということで、利用者収入などの算出方法、施設整備業務、運營業務、維持管理業務、それぞれの内訳と資金調達にかかる費用の算出方法、その他の費用ということで、それぞれPSC及びPFI-LCCで使いました費用の項目を書くような格好にしております。そしてまた、算出根拠、あるいは公表しない場合はその理由を書くという形になってございます。

4番のところは、管理者等は、下記の様式に従い、これは、特定選定時ではなく、民間事業者の事業計画ですので、落札時ということになりますけれども、選定する民間事業者の事業計画に基づくVFMについて公表する。この際、VFMの算出方法、PSC、PFI-LCC等を含め公表することが適当であるということで、ここにつきましては、PSC、PFI-LCC、VFMの金額、割合をそれぞれ値と、

備考のところは、P S Cと算出統計を同一にした場合には、その具体的な内容を記載することとするということと、公表しない場合はその理由ということ公表することとしてはどうかという、こういった格好でV F Mの公表様式という形のものをお示しをさせていただいております。

その後のところが解説となっております。基本的には、本文のところを書いたところを敷衍的に説明しているところがございますけれども、簡単に御説明させていただきますと、解説の総論といたしまして、まず、P F I法の8条で客観的な評価を行い、その結果を公表ということが書いてございますということをもまず言った上で、透明性・客観性の確保のためには、P S C、P F I - L C Cですとか割引率、設定根拠、V F M評価の算出過程や算出方法ということを原則として公表することとするということと、その次のところは、公表することによって、管理者等のV F M評価を適切に評価しようという意識を高め、より適切なV F M評価が行われることが期待ができるということで、管理者が主体的にV F Mを理解して、国民に対する説明責任を果たす必要があるということが書いてございます。

その次のところは、P S C及びP F I - L C Cの公表というところがございますけれども、V F M評価は当然P S CとP F I - L C Cの比較により行いますので、これらの具体的な値を公表することが必要であると。この際に、算出の際に用いられます割引率や物価上昇率等につきまして、これらの値、算出根拠を併せて公表することが必要だと。あるいは、公表しない場合にはその理由を説明して、説明責任を果たすべきだということでございます。

その次のところは、算出過程や算出方法の公表ということで、どのような方法で事業費を算定したか、あるいは、どのようにV F Mを算出したかということ公表することが望ましいということを書いておりまして、具体的には、様式にのっとってやることが望ましいということを書いた上で、例えば施設整備費であれば、算出については、原則として民間事業者へのヒアリング又は民間事業者からの見積りの徴収を含め様々な事情を考慮して行うべきであるけれども、判断過程については、国民に対しての説明責任を果たすべきという観点から、正当な競争を阻害せず、かつ守秘義務に反しない限りにおいて、できるだけ具体的に記載する必要があるということでございます。

なお、ここは、先ほどアンケートの中で一定比率というものをかなりの団体で使っているという話がございますけれども、ここにつきましては、昨年改定をいただきました「V F Mのガイドライン及びその解説」に書いてあるとおり、こうした一定比率を用いて削減するような場合には合理的根拠があるということが必須の条件でありまして、そうでない場合には厳にそのような方法の採用は慎むべきであるということで、合理的根拠があって、こうした方法を用いる場合は、管理者等はこのような一定比率の具体的な数字及び当該根拠を併せて公表することが必

要ですということでございます。

それと、最後に「選定事業者の決定後の事業計画に基づくVFMの算出方法」ということですが、まず、前提としましては、選定事業者の提案に基づいたVFM評価を行うことが望ましいということで、その際に、評価につきましては、以下により行うこととするということで、1番としまして、原則としては特定事業選定時に使用したPSCを用いると。ただし、前提となった要求水準等が見直された場合には、適宜この見直しを踏まえてやるということが望ましいということでございます。

2番目が、選定事業者の事業計画に基づくLCCについては、当該事業計画に基づき算出される管理者等の事業期間中の支払額を現在価値に換算して算出するということでございます。

3つ目が、割引率については原則として特定事業選定時に使用したものと同一率を使用するものとするということでございます。

なお書きのところ、事業計画の内容になっている事項を除き、特に両者の算出条件を可能な限り同一にすることに配慮するものとするという留意事項を書いてございます。

それ以降は、VFM公表様式の記載例ということで、具体的にこのような形で書いたらどうかという記載例を書かせたものを2枚ほど付けてございます。

説明は以上でございます。

山内座長 ありがとうございます。

それでは、今御説明のありましたバリュフォーマネーのガイドラインの改定案であります。総務省の方の御指摘にあわせて、透明性・客観性の確保をすることで、基本的にはPSCとかPFI-LCCとかVFMの額と割合、こういうものを公表するという内容であります。これについて御意見等を賜りたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

A委員 まずは総務省の方に回答ということでございますので、この趣旨で基本的には結構かと思いますが、表現だけ2点ほど変えていただいた方がいいかと思っております。実は前のワーキングのときも申し上げたのですが、バリュフォーマネーというのは、PSCからPFI-LCCを引いた差の値というということでここで定義されていますし、また、日本ではそういう形で議論をされています。しかし、英国においては、公共サービスの質を上げて、それをいかに低廉に提供するのかという一種の方法論のことをバリュフォーマネーを達成するアプローチとして考えていると解釈すべきではないと思っております。例えば、ハイウェイエージェンシーにバリュフォーマネーマニュアルなるものがありますが、その中にはPFIという言葉とか、略語が一切入っておりません。その中でいろんなアプローチをとることによって、道路事業を低廉にサービスよく提供するためにどうしたらいいのかと

ということで、バリューエンジニアリングもあれば、リスクマネジメントもあるという形で議論されているというのが私の理解です。

ですから、その点で、これは総務省もそうですし、今までこういう形で議論してきましたから、この報告書としてはこれでいいと思いますが、少しその意味合いを入れていただいた方がありがたいかという気がいたします。例えば解説の始まってから3つ目のポツは、バリューフォーマネーを計算するからよくなる、という話ではなくて、こういうことの原因等を点検することによって、よりPFI事業としての効率性が図られる、という形の表現に変えていただいた方がより適切ではないかと私は考えております。

それから、この中で、私から見ればバリューフォーマネーというのはリスクの移転から発生するはずなのですが、リスクという言葉は2ページ目のリスク調整費という一括のところではしか見当たりません。逆に、それを今計算しろということは無茶な注文だということもよく分かっています。計算する意味では、そういう計算方法の根拠等を示さなければだめだということはあるかと思いますが、計算しないまでも、リスク移転によって費用縮減が期待できるような項目を箇条書きといたしますか、定性的な議論でもいいから列挙するだとか、そういうこともしていただいた方が、こういう形の一連のものを考えていく過程では意味があるのではないかと思います。計算しろという話ではなくて、まずは定性的に列挙されるものは記載すると言うことです。逆に言えば、バリューフォーマネーを算定する上で、安全側の保証ができるような項目については、箇条書きで列挙していくということも、計算だけじゃなくて入れてもいいのではないかと考えました。

以上でございます。

山内座長 ありがとうございます。最初の方の文章の方は、具体的に何か御提案ありますか。ページ番号はないけれども、2枚目の頭のところでしょう。

A委員 はい。すみません。文章は今から考えます。趣旨をご理解いただいたら、文章を考えます。

事務局 趣旨は大体分かりましたので、またこちらでも。

2番目のリスクですけれども、一応ここのVFMの検討の前提条件のところ、リスク調整値という欄を入れておまして、それで後ろの方の記載例のところですが、これは確かガイドラインにも、我が国では一つの方法として、保険料の額で代替するという考え方もあるというのが書かれておったかと存じます。そういうこともございまして、一応例として建物に関する火災保険料を調整というのを入れておりますが、これを少し、例えばふくりますということでもよろしいでしょうか。それから、あと、本文に少しリスク移転の話を入れると。

A委員 大体そういう趣旨かと思いますが、例えば下の方の施設設備業務に関わる費用というところで、実はデザインビルドという形での縮減効果だとかというの

は当然入ってきているわけですよ。それも一つのリスク移転だと考えられますので、そういう項目を計算できるかどうかというのは難しいと思います。だから、それについて、縮減できそうなリスク項目というものを定性的に列挙するというのも、これに対しての付随的な情報として提供してもらおうということは、事業者から見ても、いろいろな視点から見て有用じゃないかと考えます。

事務局 分かりました。

山内座長 その他にいかがでしょうか。

B委員 リスク調整値、ここに書いてあるとおりですね。例としては保険料ということなんでございますが、これ、ちょっと定義を書きいただきたいなど。私も、リスク調整値、例えば、一定比率で削減するような率としてとらえるかもしれないし、いろんなとらえ方もしかねないので、どういう意味なのか。お考え方が何なのか、まずお聞きしておきたいんですが、議論を始める前に。リスク調整値というのは何を意味しているのか。

事務局 リスク調整値は、当然こちらの方のガイドラインの方に、こちらの資料ですと48ページでしょうか。リスクの定量化という項目がございます。リスク調整の考え方というのが書いてございますので、基本的にはこういったものにとって整理をしていくんじゃないかなと思っておりますけれども、本来、官と民と事業を行ったときに、民間はリスクを見込みますけれども、官はリスクを見込まないと。したがって、その限りで両者を比較をするときに、官の方のP S Cに一定のリスク調整を図る必要があると。イギリスでは、御案内のとおり、楽観的バイアスですか、こういう形でやっておるということでもありますけれども、我が国ではそこまでの定量的な方法論というものが無いので、先ほどA先生がおっしゃったとおり難しいと思いますけれども、可能な限りそういったこともお考えをいただくということかと思えます。

B委員 分かりました。要するに、ここにあるリスクの定量化の中での計算が入ったり、なかったりのそういう場合に使用するためのものを、ここで言うリスク調整値と言っている、そういう意味ですね。

事務局 ええ。そのように定義を入れます。

B委員 分かりました。

C専門委員 記載例に関してのところ、例えば、3番の事業費などの算出方法ですけれども、これにP S C、P F I - L C Cともに金額など入っていけば、より分かりやすいと。法令等に触れてできるかどうか、よく分からないんですが、入札参加者全員の金額だとかが入ってくると、お互いに業者間でいろいろ自分の弱点とか見直して、業務のやり方をより見直すことによってコストを削減できるというような競争意識も芽生えるのではないかなと思っております。

それから、同じように、4番の最終的な総括的な金額も、決定した選定業者の金

額と、落札できなかった業者の金額なども併せて付記されると、客観的に納得できるのではないかなと思っております。

以上でございます。

事務局 おっしゃるとおり、透明性という意味ではそこまでやるかということもでございますけれども、民間事業者の提案の中身というのは、民間事業者のノウハウに属する部分もありますので、そこをどこまで開示していいかという議論もございますので、今回はこの程度にとどめたということでございます。

事務局 要は極めて正論ですので、私どもとしては、そこまでやった方がいいという気持ちを持っているんですけれども、実態として、公表しているかどうかというプラクティスが私ども、今この場でよく分からないものですから、例えばI先生、いろいろと御関係されていると思うので、公表していましたか。

I委員 ないですね。余り見たことないですね。

D専門委員 よろしいですか。今の件はちょっと無理だと思います。国際的にも落選した人の数字を公表するというのは、国際的なルールからいってもちょっと難しい。落選した人が当選した人の数字を見るというのは可能ですよね。当選したのを公表するというのは結構ですが、落選したのを公表するというのは、国際的にもまず私も聞いたことはないし、国際的な競争ルールの中でいくと、私はちょっとこれは無理だと思いますし、それから、どれだけ意味があるのかという形でいくと、ちょっと疑問でないかと思います。

それから、これに関係して、一応これで総務省に対して出すということの今日は文書ですね。3点だけ御意見申し上げたいんですけれども、1つは、PFI法の8条というのは、VFMについては公表すると書いてあるんですけれども、時間とか具体的な内容については書いていないんですよね。私は、これは事前というふうには理解していなかったんですよ。この8条を。海外でも事前に公表しているというのは余りないですよ。ただ、事後的には公表している。それから、ちゃんと準備は行っているというのは必要だと思いますが、ただ、いろいろ御意見があるので、日本なりに特定事業選定段階で公表するという形を考えた場合にもどういふものがあるかという形で考えざるを得ないかなと思うんですね。そのときに、この中で1つは、民間の競争を阻害する場合には、これはまた別途考えるということなので、この辺をどの程度引用していくかという話になると思うんですね。

それから、それと関係して気になりますのは、こういう形でもし公表するとすると、というか、問題は、そもそもバリュフォーマナーというのは、行政、公共施設管理者が自らどちらがいいのかということを経営者側からいろいろ考えて議会等に図っていくという役割だと思うんですけれども、ここで「コンサルタントに任せる場合は」とわざわざ書いてありますが、コンサルタント任せにしているというのが非常に大きな問題だと思うんですね。もしこの表現があるとしたら、ますます公表するた

めには、どういうふう交渉するかというノウハウを持ったコンサルタントにまた任せて、ますますコンサルタント依頼というのが大きくなると問題だなという感じがいたしますので、私はむしろ「コンサルタントに任せる場合は」というのは、コンサルタント任せというのをオーソライズするような形の表現ととらえるとしますと、むしろバリューフォーマネーというのは、行政当局の内部の判断資料だと。行政が自ら考える。もちろんコンサルタントに任せてまずいというわけじゃない。計算の技術的なことは任せるとしても、実際のそこのバリューフォーマネーの判断というのは行政が主体的に自ら行って判断していくという話をむしろ書いていただくべきだと思います。それが1点です。

それから、2点目ですが、実際には、この中でいくと非常に重要なのが、いろいろ数字が書いてございますが、P S Cの方をこういう形で計算して、P F I - L C Cの方を、これはたしか前回のガイドラインのときに、削減率を掛けるという形をただけやめるという話があったんじゃないかと思うんですけども、そこをもう一遍きちっと念押しをしていただかないと、いまだに削減率というケースが非常に多いと思うんですね。ですから、P S Cはこういうことだと。P F I - L C Cはマーケット調査でこういうことだという形で、それぞれで考えて評価していくものと私は思います。

その中で問題なのは、この中のページ数が打ってありませんが、その他の費用。P F I - L C Cというのは現在価値ベースにして金額を書いているわけですが、個々の施設整備費とか運營業務というのは、いろんな形で計算していきませんが、その他の費用の、この中のS P Cの運営費、利益などを計上したと書いてありますが、S P Cの利益というのはここに計上するわけですね。そうすると、例えばこれは、先ほどのリスク移転というのが、もちろん民間事業者の運営費用の中に保険という形で入っているケースもありますけれども、むしろそこのところのリスクを民間事業者が負う形で、その中で、例えばIRRを高くして考えている。ある程度リスクが多ければ、その中で利益を多く見込むことによって処理していくという考え方もありますよね。ですから、S P Cの運営費はいいんですけども、利益というのがどういう形で計算していくのか。これはリスクと関係してくるわけだと思いますし、事業の、例えばスキームとか事業の種類によっても違ってくると思うんですね。そういう形をこの中でどういう形でやっていくのか、これが2番目です。

それから、3番目ですが、先ほどA先生おっしゃった、バリューフォーマネーというのは、数字でこうやると、数字で計算できるものはこれだけだと。やはりこの他になかなか数字で表せられない、例えば民間事業者の技術力を使うという形の定性的なものが非常に大きいと思うんですね。そこで数値化できないものも結構ありますので、そこのところをこの中でいくとどういう形で評価していくのか、例えば、それが難しいとすれば、数値化できるものはこれだけだ、その他に定性的なところ

がこれだけあるよという形を書くのか、その3点。

山内座長 確認ですが、さっきのDさんのやつ、よろしいですか。なかなか落選したのは難しいものですか。

D 専門委員 分かりました。

事務局 それでは、順次お答え申し上げます。

ちょっと誤解があるのではないかと思いますけれども、現在、特定事業選定時にVFMを公表しております。それはよろしいわけですね。今回は、その特定事業選定時で公表している際に、こういった形で情報公表をしたらどうかという様式をお示しするというのが一つでございます。それがこちらの1ページに書いてある公表様式の表でございます。したがって、事前について変えるということはございません。

D 専門委員 そこは誤解していません。

事務局 それから、もう一つございますが、次の事業者選定時でございますけれども、これは事業者選定が終わって落札した後に公表しているケースが、先ほども御説明したとおり、かなりの割合を占めております。これもそのときの時点を変えらるというつもりは全くございません。そのときの具体的な公表の内容について、このような様式でやったらどうかという趣旨でございます。したがって、現行で行われている時点を変更するという考えは一切ございません。

D 専門委員 そこは誤解していません。特定事業選定のときの公表の仕方について私は今議論しているわけなので、そこは全く誤解していません。今のところは、特定事業選定のときには、例えば先ほどの金額とか率とかでやっていますので、具体的な内容までやるという形について、今私は論じているわけですね。

事務局 それでは、時点の話ではないわけですね。

D 専門委員 ええ。特定事業選定のときの公表の仕方について先ほど意見を申し上げたんですね。

事務局 それから、次が削減率のお話だったかと存じますが、よろしいでしょうか。これは私どもの説明が悪かったかもしれませんが、ページが書いていなくて大変恐縮なんでしょうけれども、上から数えて4枚目の上から2つ目のポツで、「なお、PFI方式で実施した場合の各費用と従来方式で実施した場合の各費用を比較し、PFI方式で実施した場合に一定の比率で各費用の削減がみられるものと想定する方法による算出方法については、「三二 算定方法」の解説にあるとおり、このような一定比率について合理的根拠があることが必須条件であり、そうでない場合には厳にそのような方法の採用は慎むべきである。合理的な根拠があつてこうした方法を用いる場合は、公共施設の管理者等は、このような一定比率の具体的な数値及び当該根拠を併せて公表することにより、国民に対する説明責任を果たす必要がある」という形で、明確に削減率の話はだめだということを書いております。

D 専門委員 これは結構です。分かりました。

事務局 それから、最後、もう一点でございますけれども、こちらに書いてありますVFM公表様式のいろいろと細かく書いてございますが、これはあくまで記載の例ということでございます。したがって、ある事業者であればこういうふうを書くであろうということの一つの例でございます。先生おっしゃるとおり、ここに利益などを計上したというといろいろと誤解を招くということであれば、ここの利益というものは落としますし、もしその他の費用についてもっと適切な表現があるということであれば、お教えいただければ、そのとおり直します。

D 専門委員 利益を落とすと、しかし、PFI-LLC、の現在価値ベースの金額は出てこないわけですね。

事務局 ですから、私どもは、別にこの記載例、いかようでも結構ですから、先生がお好きなような御意見をいただければ、そのとおりに直します。これはあくまで一つの例として、私どもが実際に出している例を参考にして作っているものですので、適切でなければ、幾らでも直します。

D 専門委員 例えば、IRRを公表するというのはどうですか。

事務局 他にそういう例をやっている例があるかどうか調べてみますけれども、それが適切であれば、そのように直します。

B 委員 ちょっとよろしいですか。個別の話でなくて全体、特に目先に回答しなきゃならないということでございますから、基本的にこういう内容になるんだろうと思います。そのときに感じましたのは、質問といいますか、総務省のPFI事業に関する政策評価について、2の1、VFM算出の客観性・透明性の確保、官民のリスク分担。2の方はとりあえず今は置いておいて、その先でいいわけですね。なかなか難しい問題だから。そうすると、1だけに限って言いまして、これを出しなさいという期待といいますか御要望というのは、もっともだと思っんですね。

ところで、当ワーキンググループでございますが、ずっと以前から長い期間、バリュフォーマナーについては検討してきたわけです。にもかかわらず、ここのガイドラインが不十分だということを感じられた上で客観性・透明性の確保とおっしゃっているのかなと。実は、私なんか内心忸怩たるところがあるわけですが、非常に難しい問題が多いんですね。明確に打ち出せない。そこで、これを回答するに当たり、誤解をできるだけ招かないような形で、まず、回答の前に、回答の前文として、お願いとしては、バリュフォーマナーの関連図。というのは、既に法律があり、基本方針があり、プロセスでも、例えば基本計画を作って、実施方針を策定して、最終的にというか、途中段階ですが、入札にかける。で、契約。こういうプロセスがあるわけですが、その中で、バリュフォーマナーというのはどこでどういうふうに策定されるという位置付けを分かっていたら必要があるのではないかと。これは、当事者もそうだし、民間もそうだし、あるいは総務省で見ていただく

場合にもそうだ。なぜ前文で、これからもう一つ申し上げますが、こんなことを言っておいた方がいいかなというところも分かっていたのではないか。

ちょっと口で言うと分かりにくいんですが、基本構想、基本計画ときまして、実施方針を策定する。ここの間に、段階的に詳細化してもいいと、こういうことがありますよね。実際に計画を詰めていくのはなかなか難しいことがありますから、一応そういうことも既に資料の中に出ているんですけども。PFIはですね。

その次に基本計画というのがあって、これは何を意味しているかという、事業の内容と、場合によっては財政的な計画も、最初は非常に粗いものでしょうけれども、数値を把握しながら入ってくるだろう。

バリューフォーマネーは、目的は、特定事業の選定のためのものなわけですね。だから、選定するに当たっては、そこで決めておかないといけないわけです。ところが、基本計画が、これも段階的にいろんなパブリックコメントもあるでしょうし、そういうのを聞きながら変わっていくし、詳細化もされていく。数値的にもだんだん詰まっていく。

一方、入札のためには業務要求水準書というのを作ってやるというのが一般的であろう。その中身は、要するに、アウトプット仕様の達成目標となる指標とか基準、こういうことだと思うんですね。それと、基本計画あるいは、別かもしれませんが、金額的なものの想定と一致していないといけない。契約後のトラブルも実はその辺が原因になっていたりするわけです。そうすると、段階を詰めてどうやってそのこのところを詳細化、詰めていきながら、相互間に一致させながらプロセスを進めていくか、こういう中でバリューフォーマネーを計算するんですよ。そういうふうに少なくとも委員会、私なんかのずっと参加していた経緯からの認識で言えば、そういうことだと思うんです。

そういう中で、総務省さんの御指摘というのはごもっともなただけけれども、2点目でございますが、ガイドラインの表を見ていただきますと、例えば今の冊子で見ますと、57ページ、別表、58ページ、表が出ていますよね。この中で一つ皆さんにヒントと言うのもおこがましい言い方かもしれませんが、リスクの中に、両方の表を見ていただきたいんですが、「合計」の上が空いているんですね。これはなぜ空けたか。

PSCを計算するとき、発注者側は公的な組織という想定であり限定ですから、利益という概念がないんです。ところが、民間側は営利法人であることを想定しているわけですね。財団法人は営利法人ではないんですけども、利益に相当するものがあると。そういうことで考えますと、一応利益というのを計算上考えなければいけないということなんだろうと。これは両面で実は考える。数値でしてどのように入れるのかということと同時に、利益とは一体何なんだということも含めて考えなければいけない。そのところが全然詰められていないんです。経緯で言えばそ

うということなんです。端的に言えば議論していないということなんです、その議論もそんな簡単なことではないだろうと。だから私なんかも詰めなかったんです。

そういうことで言いますと、A先生がよくおっしゃったリスク。リスクも、どういうリスクがあって、それをどのぐらいで見込むかということもなかなか難しいわけですね。項目あるいは範囲と金額。これは難しいわけです。今はリスクと利益のことを申し上げました。もう一つ、過去の議論の中で、議論としては認識していたんだけど、はっきりと明確に答えを出さなかったこととして税金があります。税金も、実は多面的に考えなければいけないというところがありまして、単純に言えば、まず、第一に税金の種類。所得にかかるものなのか、それとも手続的な、例えば固定資産税だとか登録免許税だとか、ある意味で自動的にかかっている。民間事業者にとっては自動的なコストと考えられる、そういう税金として考えるのか。こういう種類の問題がある。でも、実はそれだけじゃなくて、課税主体の問題があるんです。

恐らく総務省さんの質問の動機の中には、公平性とか公正さということが念頭にあるんだと思います。そうすると、前にある市の方が参考意見を話されたときに、国と市町村と違うんですね。更に都で言えば、区は違うんです。そうすると、管理者等の位置によって数字が違ってきてしまう。その方はそういう言い方をしなかったけれども、僕が感情的に受け取ったのは、こちらでできない税金なんか構ってられるかと、そういうような感じでおっしゃったのが記憶にございます。これもなかなか難しい問題なんですね。

つまり、大きく言えば、もっとあったかもしれませぬね。全部チェックしたわけではないので、とりあえず今気がついたもので言うと、リスクの問題、利益の問題、税の取扱い、更には補助金の問題も出てくるかもしれませぬね。これをどういうふうに計算上取り入れるか、この辺もイコールフットィングでやってくださいというのでかなり進んだと思うんです。ところが、優劣を決めるための補助金の計算の方法とか、受け取り方と違うんだというところが詰まっていらないんですね。そういうペンディング事項があって、別に分からないで放っておいたんじゃないんですよ、こういう問題は、委員会として、ここで言うとスケジュールですね。公表後もずっと続けていく。不断の努力を続けていきますよという中にそれも入っているんだという意味でこれを書かれたのかなとも思いますけれども、そのところを明確に触れていただいて、決してさぼるとか、気づいていないんだとか、そういうことではなくて、気がついていたし、議論も一応上がったこともあるんだけれども、結論を出すに至っていないんだと。現在はその途中の進行途上なんだということも前文で書いていく。

繰り返しになりますが、前文を用意していただいて、1点目は、バリューフォーマネーの位置付け。あるいは、そこに、先ほどA先生のバリューフォーマネーとい

うのは数字そのものじゃなくて、計算の途中だけじゃなくて、その計算をしていくことで価値を向上させるという意味合いもあるんですよというようなこと。

2番目に、そのためにやるんだけど、難しい問題があるというのを認識して、代表的なものとして、今申し上げたような点がありますよ。それで、とりあえずその期限に出す、こういう答えを提出させていただきますという展開でしていただくのがよろしいのかなと思います。

とりあえず入り口ではそういうこと。

山内座長 基本的に、これの位置付け、バリューフォーマネー自体の位置付けというのはこういうものだということをきちっとすることと、出てきたこれだけが我々が検討していることじゃなくて、いろんなことを、我々が検討してきた中のこういう位置付けになっているという、検討の中の位置付け、それを明確にして出すという御意見でよろしいですか。

B委員 そうですね。要するに公平性だとか透明性だとかいって、出さないというのが一方的に悪いんだみたいな受け取られ方はしないで、そもそも問題点があったので出せない部分もありますよということを確認してもらおうということです。

山内座長 分かりました。

事務局 私としては、B先生がおっしゃることは大変よく分かります。VFMというのはただ数字を出すということではなくて、VFMを出していくというプロセス自体がPFIの一つの根幹的なものなんだというお話、それから、私ども今までVFMについては議論してきて、23の課題を整理をして、そのうちまだごくわずかしき整理をしていない。これから不断にそれらの課題についてワーキングで精力的にこなして結論を出していきたいと、こういう御趣旨であったかと思えます。それについて全く異論はございません。

ただ、一つございますのは、手続として、これも一つの方からは、公式に回答を求められておりますので、今おっしゃったことは、推進委員会の御意見として出させていただきますということでもよろしいでしょうか。それであれば、紙にまとめて7月15日の推進委員会まで上げてまいります。

B委員 私は当然結構ですが、推進委員会として出すならば、委員会の方の御了解をとられればそれでよろしいのかなと。

事務局 推進委員会ですというお話しかないと思いますけれども。

B委員 それはよろしいですよ。誰が出すかというのは余り気にはしていないので。

事務局 委員会として皆さんが御決断していただくのであれば、全く御異論はないですね。

山内座長 そういうことだと思います。委員会として。

事務局 じゃ、文章はまた委員長と。

E 専門委員 ちょっとよろしいでしょうか。私もB委員がおっしゃるのはそのとおりだと思うのですが、総務省の政策評価の読み方ですが、余りそこまでこちらのワーキングのやり方が不十分だと指摘されたと思う必要はないと思うので、むしろ、今回とりあえず答えるというのは、公表の仕方の部分の話だけですよね。ですから、余りそれ以上のことをこの段階で答えてあげる必要はないように思います。つまり、こちらは非常に難しい話なので、ワーキングできちんとやっているということは、それ自身を進み方が遅いとか言われているわけではないと思うのですね。

ですから、単にここで総務省の読み方ですけれども、結局、1、2、3、4とありますが、1の客観性・透明性の確保というお話について答えようということになっておりますが、その4のところの民間事業者の応募しやすい環境の整備というあたりが多分一番メインであって、その応募しやすい環境づくりの一つとしてこの公表のあたりがあると私は理解しているのです。ですから、余り内容云々よりは、公表のあり方、例えばこの書式でありましても、公表しない場合も認めているわけですよね。公表しない場合には、ただ説明責任の観点からその理由を示せという形で言っていますから、それほど無理がないものになっていると私は思うのですが、要するにこういう形でやったらどうですかとことを示しているにすぎないわけなので、余り重く今の時点でとらえ過ぎて答え過ぎる必要もないのかという感じがいたしますが、いかがでしょうか。

B委員 別に反論するのではなくて、私は前文で書くとすれば、1番目はチャートがあるだけ。VFMの計算する場所ですね。そのプロセス。その中で検討課題として幾つか代表的な例でこういうことを検討していますよと。というのは、要するに、ここで(1)で客観性・透明性とおっしゃっているわけですから、具体的なものについてどういう程度でやったら、それはいろいろだと思うんですね。御指摘になった方のレベルと言っては失礼ですけれども、だから、そういうときに、少なくとも今時点で分かっているものについては公表するし、さっきのプロセスの中で言えば、これはあとは中身なので、予定価格だとか、入札制度との兼ね合いだとか、時期の問題も当然考えなければいけない部分がありますから、そういうことも含めて、透明性とか客観性だとかいうところがどこまで開示できるというのは、タイムフレームとの関係があって、そこでこういうことを公表するという議論をするんですよということが、実は答えの中の4には一々は書いていないかもしれませんが、どの時点で何を公表するというのは書いてあるわけですから、その位置付けが分かる方がいいのかなという程度の話。

それ以上の議論をするのであれば、それは総務省さんからもっと具体的に詰めた質問があったときに答えればいいのだらうと思います。そんなに難しく書くことはないんです前文は。

山内座長 分かりました。資料2は、ガイドラインの改定という形になっている

んですね。だから、その意味では、単体としてはこれで存在していて、現行のガイドラインがこの代わりになります。で、今ワーキングで諮って、総合部会でも委員会でもやって、そうなりますということですね。それと同時に、今、Bさんがおっしゃっているのは、これはどういう位置付けなんだということをもう少し説明すべきだと、そういう話です。

B委員 誤解して、詰め詰めに迫られて、もっと公開しろとか、客観的にやれだとか、透明性が欠けているんじゃないかという受け取られ方をされないようなことのためです。

山内座長 それで、これ自体は、ガイドラインの改定だから、ガイドラインの中にまたそれをここのところだけそれを盛り込むという話じゃないので、恐らくさっき事務方が言ったのは、それは委員会としてこうこうこうしました、あるいはこうこうこういう位置付けでこういう議論をしてきて、ここが残っていますとか、そういうことを説明的な資料としてこれに添えて出すというか、そういう形。

B委員 前文で出す。表書きに書いてくれれば結構だと思います。

山内座長 それは委員会の意見であるかというようなこと、そういうこと。

事務局 今の話を聞くと、委員会の意見とかそういうことではなくて、こういう中で議論をしていた際に、委員の方からそういった御意見がありましたと。よくそこから辺のところも御案内の上お考えくださいということを経務省に伝達すれば、それでいいのかなと思うのですが。

山内座長 そういう形でもよろしいですか。

B委員 今のことは、この冊子を直すことじゃなくて、この質問が、あるいは他の面があって、それに答えると。途中の段階なので、こういう位置付けで答えますよということにおいて誤解がないようにしていただきたいなと思っただけです。

事務局 そこは、総務省の事務方の方に誤解のないように伝えたいと思います。

C専門委員 また公表様式の提案なんですけれども、1、2、3、4の表があるんですけれども、最初か最後かに総評的な文章があると、表をどうぞ勝手に読んでくださいという感じじゃなくて、選定事業者の決定の経緯を文章であると、表の見方を含めて分かりやすいんではないかなと思うんですが、その中に、D先生がおっしゃったような定性的な内容を織り込むこともわかりやすくなるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

山内座長 今の事後的な方の公表においてということ。これは具体的に。

事務局 すみません。さっきD先生、定性的なところについてお答えをしませんで、まことに申しわけございませんでした。そこについては全く異論はございません。定性的なという話は本文の方に入れてみたいと思います。実際に公表するときは、御案内だと思いますけれども、まさに今、C委員がおっしゃったようなことまで全部書いた中身で公表しているんですね。これは、数字の部分はこうやって公表

してくださいという切り出しですので、そのところが分かるように少し整理します。これはあくまで数字のところについてはこういうあれで、あとはできるだけ他のことについても情報公開してくださいと。

D 専門委員 今の特にかなり B T O でほとんどシンプルなケースの場合には、定性的なバリューフォーマネーしかないケースが結構多いんですよね。例えば、行政が仕様を設計してしまうと大体ありきたりの設計なのが、そのところに民間の形を入れると、何か少し斬新な形で出てくるとか。だから、バリューフォーマネーの数値でいくと、非常に小さいんだけども、ちょっと従来の行政の形とは違う発想があるという形があるので、そこはやっぱり入れていただいた方がいいかと思うんですね。

先ほどの総務省の意見ですね。いろいろ言っていますが、これ、表現は悪いんですが、余り大げさに受け取らない方がいいかなと私は思っていますが。総務省が言っているのをよく見ますと、1つは、バリューフォーマネーというのはそもそも行政がちゃんと考えるべきことなただけけれども、どうもコンサルタント任せにしているんじゃないか。これは評価書に書いてありますね。ですから、もっと行政がちゃんとそこについては関与すべきで、理解してやるべきじゃないかというのが一つだと思うんですね。

それから、2番目が、よく分からない形でバリューフォーマネーが計算されて、十分公表されていなくて、民間がこれだと応募できないといいますか、応募する意欲がわからない、この2つを多分総務省が言っているのも、その辺についてもう少しきちんとした形でやってくれという話だと思しますので、その辺に絞ってガイドラインを改定して、先ほどからおっしゃっているように、そもそもバリューフォーマネーの公表というのはどういう形でやるべきだという話を前文に置いて出していただくことが必要かと思えます。

事務局 今のコンサルタントの話も先ほど落としておりました。まことに申しわけございません。それで、まさにD先生のおっしゃるとおりで、そこら辺のところについて、本文の(2)の 、 、 のところで整理をさせていただいたつもりでございます。 は、まず、公共施設等の管理者等は説明責任を果たすべきだと。コンサル任せではなくて、発注者自身が、ないしは公共施設等の管理者自身が説明責任を果たすべきだというのが 番の趣旨です。

番は、そういうことによって結果的に民間事業者にとっても情報がより細かく伝達することにより、より提案が出されることになる。恐らくこれはD先生がさっきおっしゃった第2のポイントに当たると存じます。もしちょっとそこら辺のところ少し明確に出るように、主語を入れるとか、工夫をさせていただきたいと思えます。

それから、先ほどもう一点、恐らくD先生がお気になされたのは、解説の方の上

から数えて4枚目の最初のパラグラフの一番最後に、「また、コンサルタントに算出を依頼した場合でも、そのコンサルタントがどのように算出したかについて公表すべきである点に留意する必要がある」と非常に唐突にこの文章が入っていると。そこもおっしゃるとおりだと思います。ですから、ここについても、あくまで説明責任、VFMを基本的に評価をするのは公共施設等の管理者等が主体性を持って行うべきである、ないしは責任を持って行うべきであるといったような趣旨を入れて、それでコンサルタントに算出を依頼した場合でも、そのような趣旨からきちっと自ら把握をし公表していくというような表現にここも変えていきたいと存じます。どうも御指摘ありがとうございました。

D 専門委員 「コンサルタントに算出を依頼する」という表現よりは、コンサルタントをうまく使いながら、行政が自ら判断していくということだと私は思います。

B 委員 よろしいですか。チャートを単純に書いたときを想定しますと、さっき申しましたように、基本計画があって、だんだん詰めていくわけですね。多分大規模な事業を想定しますと、小規模のはちょっと違うと思うんですね。財務的な計画もだんだん詰まってくる。数字も入ってくる。さっき申しましたように、ちょっとその右側に、要するに特定事業としての選定ということがある。更にその先には入札というのがある。この2つは法的に規定されることであって、誰がやるかといえ、実は管理者なんですね。仕切るのは。そうすると、ステップで必要なものは、実施方針の策定があるとすれば、これはバリュフォーマネーの、私は前から検証、あるいは検定という言葉を使ってくださいと言っていたのは、実はそこなんです。バリュフォーマネーの確認というと、もう使っていていただきますからいいんですよ。私が前から言っているのは実はそこなんです。それがないと、特定事業の選定はできないと。したことになるんですね、法的なステップとして。

そうしますと、バリュフォーマネーの検定をするためには計算しなければいけない。計算を誰がするか。民間事業者もずっと後で入札に応募してきますから、そこでするわけですね。だから、本来的に管理者等の責任でなされるべきことなんです。そういうのがチャートを見ていくと、すぐ分かるはずなんですね。

その次に、入札のためには、業務要求水準、これがはっきりしていなければいかんわけですね。そうすると、それと、今申し上げたステッププロセスが一致していないといかん。もししていないとすれば、めちゃくちゃ高い業務要求水準をしながら、数値的には非常に低くて、やろうと思ったら全然実態に合わない。そういうことが現実にあったような話も聞きますけれども、惹起し得ることかもしれません。少なくとも入札過程をトリガーするためには、業務要求水準書をきちっと作る必要があると。それは、アウトプット仕様ではあっても、その背景にはインプット仕様での想定がきちとなされていないといけない。インプット仕様で計算すると、要するにPSCを価格ベースで計算することですよ。それはバリュフォーマネー

でそういう数字をここに書いてあるように計算しなければ、バリューフォーマネーの作業ができたことにならない、そういう関係にあるんだと。

言葉で書く必要はないです。そんなややこしいこと。でも、チャートを出せば、どういう議論でもいいですが、議論が出たときに、これはこういうことですよと説明ができるわけです。そういう意味合いもあって、最初にちゃんと書いていただくと分かりやすい。つまらない議論の意思疎通を欠いたようなことも防げるのではないかと、そういうことです。それは委員会名で出されようと、私に、おまえ書いて、添え書き、注書きでもいいから出せと言われれば出します。それは誰の名前で出ようと結構だと思います。そういう意味合いで申し上げていることです。

D 専門委員 すみません。ちょっと議論が違うかもしれませんが、最近、バリューフォーマネーについては、市場化テストの方がずっとおもしろくて、特に官の方が、自分たちがこれだけやれるぞという話の提案があるわけです。したがって、P S Cについて、官の合理化努力というのを入れながらやっている。結果的に官が勝っているケースも結構あるわけなので、こちらの方もP S Cについては官の合理化努力というのを入れて考えないと、本当は市場化テストにちょっと遅れをとっているかなという感じがします。ちょっと脱線するかもしれませんが。

山内座長 今すぐにここにというのは難しい。また議論しなければいけない。

F 専門委員 基本的には、理想という意味で、この考え方でいいのではないかと思います。ただ、例えば国とかは結構きちっとやれるのでしょうけれども、全国津々浦々のP F Iの管理者レベルでどこまでしっかりやれるかということが結構重要なかなと思います。

あとは、さっきおっしゃられていた、民間の創意工夫みたいなものをどういうふうにバリューフォーマネーに織り込んでくるかといったあたりは非常に重要で、工夫次第で随分官民でいろんなものができてくるのかなと思っていますので、こころ辺のところをいかに今後仕組みとして入れてくるかといったところが重要なかなと思っています。

以上です。

G 専門委員 今御指摘があったところは非常に重要なところで、少しこのところの、基本的にこれで結構だと思うんですけども、書き込みといいますが、書きぶりといいますが、書き込みが必要になってくるところなのかなと思うんですが、ちょっと難しいところがあって、先ほどD先生もおっしゃっていたと思いますし、市場化テストの場合に、官が現在、どういう合理化努力をしていくのかということと、そういう可能性があるかということと、それから、情報をなるべく公開して、それに民間が創意工夫ができるような措置を作るといこととを併せてやっていかないとだめなところがあるんだと思うんですね。ですから、官の合理化の方向性というのをどのように情報公開の中に入れられるかというところに非常に大きな

課題があって、その部分はもうちょっとよく検討しないと難しいのではないかと思います。ですから、現状のところでは、今、事務方がお出しいただいているようなところが限界といったらちょっとあれなんですけれども、もうちょっとよく委員会、ワーキンググループ等でもその部分は官の合理化努力を含めたところの切磋琢磨といいますか、競争の促進というところはもう少し検討する必要があるのではないかと考えております。

山内座長 ありがとうございます。その他に何か。

B委員 本文の方の細かいところでいいですか。基本的に大きくはこういうことを回答されればいいんだと思いますが、1つ、ここの中で、4の方で書くのか、別のところで書くのか分かりませんが、バリューフォーマネーの計算のそもそもの精緻さで言いますと、大規模な事業と中規模な事業と小規模な事業においては、実務的に違ってくるんだと思うんですね。これは、契約の締結なんかでもそうなんだと思います。あるいは、全く別にWTOとの兼ね合いなんかでも対応が変わってくると。そういう意味で、規模別に違った対応をするというのは、いろんな点で関わってくるのかなと。そうすると、公表する、これは結構だしやらなければいけないんですが、公表する内容となると違いがあるんだということの一つ触れていた方がいい。

どういう違いを付けるか、つまり、どこまでいいのかというのは議論を要するので、答えが出ないんだと思うんです。なかなか解決しない。けど、そういうことがあるんだというのは1行加えていただくと、例えばVFM公表様式と。これは典型的なものかもしれませんが、この注書きぐらいに、異なってくる可能性があるというような表現があった方がいいのかなと。

次のページで、これは冒頭お聞きしたリスク調整値。これの定義を書いていたと誤解を防げる。

次の3の方でございしますが、に運營業務にかかる費用の算出方法とございしますが、ちょっと契約の方で既に私が出しています、誤字脱字だけチェックしてすぐお渡しするつもりですが、そこでも触れているんですが、「運營業務」という表現が、言葉の意味でもちょっと適切ではないのかな。もともとサービス提供部分について議論をしているんですね。単純な運營業務にかかる費用の算出。一見言葉の定義だけの問題だと受け取られるかもしれませんが、構造を考えますとちょっと違って、2に「施設整備業務にかかる」という表現があります。その中身を考えたときに、3の運營業務にかかる費用の算出というのは、大きく考えて施設整備ですよ。はっきりいえばハコモノですね。それについてサービス提供業務の部分があって、これは契約のワーキングで申し上げたんですが、コア事業の部分があって、周辺事業の部分があって、付帯事業の部分で、これは非常に小さいですが、あったと。領域の違いもあるんですが、そういう場合に、「運營業務」の「運営」というのは、

日本語としての言葉を考えると、非常に適切な表現ではない。だから、このところは単純な話ですが、「サービス業務にかかる」というような表現にするか、「サービス提供業務にかかる」というような表現に変えていただいて、2と3を別のジャンルの業務。このところが一つのPFI事業の中では大きく2つの区分に分けているということが分かるようにしていただければと。

その次に、4のところ、VFMの算出方法を含め公表するということがあって、中で、割引率が出てくる欄があります。後ろから2番目あたりですかね。割引率について、さっき触れなかったんですが、はっきりと答えを出さなかった一つの代表的なものです。割引率もリストアップされた方がいい。割引率についてはどういう検討課題があったかといいますと、これは、量と期間、この両面があったんだと思います。何%とするか。5%とか5.9%とかありますけれども、公定歩合だとか、市場の短期プライムレートでございますとか、長期プライムレート、こういう市場のレートがあったときに、どれを採用するかというのが決めるときの要素といえますか、要件になるわけですね。だから、どれをとるのかということと、それと併せて期間。期間というのは、割引率自体が、1年分の長期信用銀行関係ですと5年債というのがあって、5年の割引率が明確にあったわけですが、1年債であれば全然違うわけですね。

ですから、事業が30年の期間を持つ場合と、5年で終わる場合の事業と、その場合に割引率をどういうふうに設定するかというところが一律でいいではないかという議論もありましたし、期間別に分けたいのではないかという議論もありました。それぞれがまたどの率を採用すべきということを議論する必要があるんだろうと思いますが、それがまだできていないわけで、これが宿題になっているんだろうと思う。

そこへきて、割引率を公表しろという場合に、一面で、実際に計算したときの割引率はこうですよという公表はできるんだと思います。だから、その意味で公表しますよということが分かるようにするしかないんですね。北海道は3%で、九州は5%だというような実際に違いがあり得るわけですね。何も出していませんから。あくまでもPFI事業での計算上の数値であれば、一番望ましいのは、それこそ妥当で合理的な数値を打ち出すことができれば、委員会ですて差し上げるのが一番親切なんでしょうと思いますけれども、なかなか、さっき申しましたように、議論が煮詰まっていない中では、できるなんてとても言えた状況じゃありませんので、ペンディング事項の中で割引率という一項もあげていただいた方が、割引率公表すべしと言っているのに、どこもしていないじゃないか、あるいは公表の率が低いじゃないか、少ないじゃないかというようなことを言われないようにするためにも、一言そこで割引率をペンディング事項の中に入れておいていただくといいのかなと。

そうして見ますと、後ろから2ページの方にバリュフォーマネー検討の前提条

件。割引率というところの算出根拠の書き方ですね。これは逃げるようで変ですけども、余り断定的に書いてしまうとうまくない部分もあるんですね。このとおり単純に書いてあればいいんですが、たまたま自治体なり管理者等が、この割引率で計算しました、採用しましたということだけを書いてくれればいいんです。というのは、それを詰めていきますと、P F Iの事業期間中のどこにどういう業務といたしますか、支出投資をしたかによって答えが変わってきちゃうんですね。5年目で大規模修繕をした場合と、15年目でした場合では、割引率の大きさによって逆転してしまう可能性というのは十分あるんです。そういう危険性もありますから、実は余り詰めていない、出せなかったということがあるだろうと思うんです。少なくとも私はそういうことだということで、余りはっきりと言わなかったんですけども。

したがって、ここの書き方は、極力、逃げを打つようで恐縮なんですけど、具体的に計算で使った割引率をどこから持ってきたと。引用のソースを明記していただくということで、そこのところを強調してもらった方がいいのかなと。強調というのは、詳しく書くという意味じゃないですよ。それを強く受け取られるような表記の方がいい。

そのとき、物価上昇率も実は同じようなことがあって、これは将来分かりませんよね。割引率も30年後には分からない値段だという議論もあったわけですが、ちょっと意味合いが違うんですが、現在価値を出すときに、どういう上昇率を設定するかというのは、バリュフォーマナーを計算する上でも大変なんですけども、契約の中でのインフレ条項なんかとの関係もありまして、結び付けられても困るようなものではあるんですね。ですから、バリュフォーマナーを計算したときに、要するに、他でとってくるのは妥当なものをとれなかったので、たまたまより客観的な数値としてこの上昇率をとりましたという意味での根拠ということで書いていただければいいんじゃないかなと思います。

D 専門委員 ちょっとよろしいですか。確認ですが、記載例のところのその他の費用ですね。P S Cのその他の費用の事業者選定にかかる公共側の費用は、これはP F I - L C Cの方じゃないですかね。こちらのP S Cの方のその他の費用というのは、いわゆる市場化テストの間接費用みたいな話であって、事業者選定にかかる公共側の費用というのはP F I - L C Cの方じゃなかったですかね。私も考えが整理し切れていませんが。

事務局 この表は、P S Cの費用の項目とP F I - L C Cの費用の項目、両方について書くことになっておりますので、今、先生が御指摘になったのは、P S Cの中に事業者選定にかかる公共側の費用というのは書いてありますので、それについての解説がここの備考欄に書いてあるということ。

D 専門委員 そうじゃなくて、P S Cというのは行政が自らやる場合の費用でしょう。

事務局　そうです。

D 専門委員　そうすると、事業者選定というのは、P F I - L C C の P F I をやった場合の話だから、P S C の項目になるんですか。

事務局　選定する民間事業者の事業計画に基づく V F M、これが先生がおっしゃっている提案ベースのものです。そちらについて、今みたいな記載は一切ないはずですが、そういうことを細かく書くところはありませんが。

D 専門委員　そこはいいんですが、記載例のところの、一応これも公表されるとすると。

事務局　要は、記載例のところが見にくいのかもしれませんけれども、ここの 1、2、3 と書いてあるのは、特定事業選定時の公表の様式です。そこら辺が分かりにくいということであれば、きちっと書きます。

D 専門委員　いや、そうことじゃなくて、私も頭の整理がついているわけじゃないんだけど、事業者選定に関わる行政側の費用というのは P S C の方の費用なのか。

事務局　もちろんそうですよ。もちろんそうですから、ここの 3 の事業費などの算出方法の P S C の費用項目の中のところに、その他の費用として、事業者選定にかかる公共側の費用というのが書いてあるわけです。これは特定事業選定時で、そのときの S P C の費用項目の一つということです。よろしいでしょうか。その要するに、項目の一つとしてそういうものがあり、P S C の項目としてありますよねということを書いて、それで先生がおっしゃるようなことを注意書きで書いてあるということです。

ですから、先生がちょっと誤解をされたのは、公表様式の 1 から 3 までと 4 が、こちらの例示のところでは全体としてバーッと一気通貫に書いてあるから誤解をされたのだと思いますので、1 から 3 については特定事業選定時の様式であると。4 番は事業者が選定された後の様式であるということを確認に分けて整理をしたいと思います。

D 専門委員　V F M 公表様式記載例の事業費などの算出方法の　のところですね。

事務局　のところですよ。これは P S C です。

D 専門委員　事業者選定の費用というのは P S C ですか。

事務局　これは特定事業選定時の情報公開の様式の中で、P S C の項目の一つとしてこれがありますということを書いているわけです。ですから、その意味で先生のおっしゃるとおりのことが書いてあるわけです。

D 専門委員　事業者選定の費用は、もう一つ無地の欄じゃないかなと思ったので、私の勘違いなのかな。

山内座長　D 先生の御疑問は、私もちょっとそう思うんだけど、要するに、

パブリックセクターコンパラターというのは、公共側がやった場合だから、それはPFIという事業方式をとらないとしても確定額が出るんじゃないかというふうにとると、ここで事業者選定の費用というのはその場合は発生しないはずであって、それがパブリックセクターコンパラターに入っているのはちょっと変だなと思われていたんですね。私もそういうふうに見えたんです。

事務局 D先生の御疑問、恐らくPSCの方はPFIでやらない場合なので、そこに選定のコストが入るのはおかしいということですがけれども、従来型でやる場合も、当然事業者選定というのはありますので、それは、これを見ていただきますと、42ページにPSCの間接コストというのがございますけれども、その中で、解説の3ポツ目、「このような間接コストとしては、具体的には、設計・建設・維持管理・運営の各業務を行う実施主体の選定や」とありますので、そのことを。

D専門委員 そうすると、右側の方にPFI事業実施にかかる公共側の費用の中に事業者選定にかかる公共側の費用が入っているということですね。

事務局 という理解でよろしいかと思えます。

D専門委員 PFIでやらない場合でも、事業者の選定の中ですから、例えば外部委託とか、建設業者委託、こういうやつが入っている。そういう意味ですね。分かりました。

B委員 ちょっといいですか。さっきの続きで。実は今を含めてのことにもなるんですけども、その前に、3の事業費などの算出方法で、で定性的なものという議論がありまして、これは、そのもの自体の検討は後日するべきこと、するしかないと思っているので、これをどうするかということになるんですけども、さっきA先生もおっしゃった、定性的な効果云々ということですが、そういうふうにございますと、ないんですね。できるだけ金額に換算して差額がはっきり分かる方がよろしいですけども、そこまで詰めきれないケースがあると。その場合どうしたらいいかというときに、実際の事業者決定でも行われているようなポイント制だとか、そういう議論もあったかと思いますが、こういうことの中で定性的な効果をどのように表現するにしろ、そういうのを加えた方がいいのかどうかという議論もあるんですが、そうした場合には公表する中に入れるとするという表現を入れるかどうかですね。それはよく詰まり切っていないから、放っておいてもいいのかなという気もしないではないんですが、それが1つ。3のここの表。

3の中で更にいきますと、今の費用の項目によっては、ここで言いますと、PSCの費用の項目と、PFI-LCCの費用の項目と2つあるわけですね。この中で、前の計算表でもあるんですが、PSCの方に入っている項目と入っていない項目、PFI-LCCで入っている項目と入っていない項目、これはさっき事務局の方からもお答えいただいたリスク調整値というのがあって、ここで違いがあった場合に、同一の条件になるように、計算のための数値をここに入れると、ということだと

思うんですね。そうすると、ここで見る方がより正確に理解するためには、現実にある参入する項目と、調整のための項目というのがどうしても誤解を生む原因になる。逆に言えば、そののところをはっきりしてやれば、そういうところを誤解しないで済む。

そういうものとして、例えば、の資金調達にかかる費用の算出方法をよく見ますと、資金調達をP S Cでは7割、3割に分ける。これはこれで一つの事例ですからこれでいいですが、ここで3割を一般財源とすると、3割の方はコストゼロになるんですね。一方、P F I - L C Cは、イクイティの部分、資本金で税率をローンで15%。差が15%ある。全体がちょっと差がありますから、30と15とちょっと違うんですけれども、ざっとそれだけの違いがある。そのところを調達コストゼロと計算すると、はなから大体15%ぐらいの額についてハンデを生じているというふうに受け取られるわけです。そうではないかなと私は心配するんですが。

先ほど、コンサルタントをたまたま雇うと。実際に雇うということならば、想定しないといけません。P S Cの方では、はなから自分でやりますよということであれば、手慣れたベテランがさっさとやってしまうというケースにおいては、それはかからないですね。

一方、イギリスで行われたのは、今でも現実に行われているかどうかというのは承知していませんが、コンパルソニー、つまり、強制的に直轄事業でやるのか、P F Iか、あるいは外部に委託するか、それともそれは若干別の方法もあるようですが、比較してから決めると。日本ではバリュフォーマネーを計算して、P F I事業方式を選定するかどうかは発注者側の任意に任せられているわけですね。強制的ではない。その辺に違いがある。強制的か任意かによって何を義務付けるかというのが変わってくる可能性もあるんですが、そうすると、コンサルタントなりを採用するとか、例えば、ファイナンスアドバイザーをたまたまバリュフォーマネーの計算で使うというところをどういうふうに扱うかというのが違って来る可能性が十分あるわけです。ここではそんなことは関係なく、とりあえず公表ベースで何を言うかということであれば、現実にはバリュフォーマネーを計算したときに、こういうふうにありましたということをごここに記載するしかない。算出根拠をですね。ですが、参考として、P S C、P F Iの違いを、ここに大体入っていることは入っているんです。根拠として。そこだけを取り上げて、これを見るとき参考として、P S Cに入っている費用項目、P F Iに入っている費用項目、P S Cには入っていないけれども、バリュフォーマネーの中には計算上、公平というのかどうか分かりませんが、均衡を図るために計算上入れましたよという項目を別に挙げれば、より分かりやすいのかなと思います。そのように、と、この辺で違う項目として挙げる。

あとは、民間事業者の事業計画に基づく、民間事業者の提案ということで、これ

はおっしゃっていることはそのとおりなので、特に誤解を私自身していないつもりですが、ぱっと見たときに、誤解しやすい言葉として、民間発意というのがあるんですね。民間発意ということは、民間提案によるPFI事業の中で語られるであろうバリューフォーマネーというのが想定されるかもしれませんが、そんなことを意味していないというのは、ここにいる皆さんははっきり分かると思うんです。民間事業提案というときの言葉で誤解を受けないような形で書かれた方がいいのかなと思います。

回答の本文について気がついたことはとりあえず以上です。

山内座長 ありがとうございます。その辺少し、例えば5番、6番と項目はお気づきのところがあれば、また御指摘いただいて。

B委員 今ぱっと気がついたのは、近隣の資金調達の構成と、その辺は違ってくるわけですね。そのときに、これだけ見るとハンディキャップになってしまうわけですね。

山内座長 これは記載例ですから、どこまでそこら辺をやるか。

事務局 記載例を落としても構いませんけれども。あった方が一般の皆様のためかなと。

B委員 だから、計算しましたよというところを単純に。そういう記載例の中身ですよということが分かるように。要するにおっしゃっているとおりで、発注者がバリューフォーマネーを計算しましたというときに、たまたま実際にこの数値を使いましたという意味で書いてくださいということ。もっと言うと、さっき言った、中身を詰めたいろいろな議論があった上でとなるんですけれども、ここでは単純に、公表ベースというのは、使った数値の根拠を明示するというだけだと、そういうふうに書いてしまうと身も蓋もないんですが、そういう意味合いでの表現ということで、分かるように。分かるようにというか、何と言ったらいいんですかね、その程度の話で書いてもらうということになるんだと思います。

山内座長 記載例を載せるならば、記載例を誤解されないように、若干記載例にも解説的なことを少し書いた方がいい、そういうことですか。

B委員 それでもいいし、ここでの計算、例えば資金調達はこれを入れましたというだけでいいです。理屈の説明にまで及んでしまうと面倒くさいんですけれども。

山内座長 誤解されないようにだったら、数値記載を取るという手もあります。

事務局 恐らく現実には、先生がおっしゃるようにしか書かないと思います。もしくは書かないで、むしろ書かないことの説明責任を果たすようなことの方が多いと思います。例えば、これくらいの表現はよろしいわけですね。これは大体こういう形で例えば東京都なんかは公表しているわけですがけれども、2.7%の説明責任を果たすために、これくらいは書くと。これはよろしいわけですね。

B委員 よろしいです。要するに、2.7%で計算しましたということと、2.7%は、

例えば日銀のこれこれの数値を持ってきましたという事実を書いていただければいいのかなと、そういうことです。

事務局 恐らくそれ以上のことを書くことはないと思いますけれども。

B委員 そういうことは、簡単だけれども書いてもらった方がいい。書かないよりは。そういうことではあるんですよ。

事務局 それは総務省からの御要望でもありますので。割引率の根拠を書けというのとは。

山内座長 ここに強調というか、項目のところにも算出根拠とあるから、まさにおっしゃるような形のことを書かれていくということで、例えば、5番、6番のところも、出資比率というか、真水と起債の違いとか、ある程度の説明責任を持ってこうなりました、こうしたと書くべきだと思うんですね。

事務局 それから、1点、先ほどB先生おっしゃったところで、よく聞こえなかったところがあるんですが、3の事業費などの算出方法の の施設整備業務と運営業務ですね。ここをちょっと修文した方がいいんじゃないかと御指摘されたと思うんですが、どういう形で直したらよろしいでしょうか。

B委員 単純に元のところは、日本語でと言うと大上段過ぎますが、運営の意味ですね。私も広辞苑を引っ張ったり、英語で言うとうどうなるかと考えてみたんですが、運営というのは一般に業務を運営するということなので、その運営業務というところとちょっと違うので、ここで言っているのは、箱を作る部分と、箱の中でオペレーションを行う、そういう意味だと思うんですね。もちろん運営業務の中には、施設の維持管理業務という部分もサービス業務となる部分はあるんですが、大きく分けると、箱の部分と中のオペレーションということと言うと、中のオペレーションというのは、要はサービス業務、あるいはサービス提供業務。その方がよりはっきりしているし、私の、まだお手元には届いていないかもしれませんが、意見書の中にも、2003年で私が取り上げたときは「サービス重視」というふうに書いておったんですが、そういう対比の仕方言葉を使った方がいいのではないかと、そういうことです。

事務局 法律にも「運営」というふうには明確に書いてございますし、あるいは、実際、自治体のプラクティスとしましても、実際、運営業務、維持管理業務という記載例がほとんどだと思いますので、余り混乱させない方がよろしいかと存じますが。

B委員 私は今後のことを考えれば、変えておいた方がいいのではないかと。それは別に大上段にふりかぶらなくても、サービス業務というのは今までもやられていましたし、法律上どうのこうの、直せというのではなくて、ここで使っているのは2つで。

事務局 分かりました。例えば、先生が今おっしゃった、表現は今申し上げたと

おり、自治体さんなんかはこういう分け方をしているんですよ。それで、先生が今言った御趣旨をこのところの脚注に、この運営業務というものはこういったもの、こういうものが含まれるということを書かせていただくということによろしいでしょうか。脚注で先生がおっしゃった御趣旨は明確にこのガイドラインの中に書き込むと。

B委員 本来で言えば、少なくとも将来においては、法律、どこで全部入っているか、私も承知しておりませんが、あるいはPFI法、基本方針、あるいはガイドラインなりで、少なくともPFIに関して言えば、統一して書いておいた方が議論の上で双方に誤解がないようになると思うので、将来的には書いた方がいいと思います。

山内座長 それはまた後で、バリューフォーマナーワーキングの中で御議論いただいて。総合部会で。それで、このところは今おっしゃったように、とりあえず今のところの法律の使い方を使って、意味は明確にすると、こういうことで。

B委員 たまたまこういう数字をここは使っているけれども、こういう意味だということであるのであれば、とりあえずのところ間違いを防げるかなと思います。

山内座長 ということによろしゅうございますか。ありがとうございます。

大体時間がなくなってまいりました。御議論は尽くされたかなと思うので、まだ言い足りない点がありましたら、なるべく早く文書等によりお出しいただくということかと思いますが、基本的には、今日出された御意見を修文したものを本ワーキングの検討の結果として取りまとめたいと思いますので、よろしく願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

B委員 追加で出される方もおられると思いますが、途中の段階でいいですから、これは最終的には26日にかけるんでしたっけ。

山内座長 そうです。

B委員 一度見せていただいて、私は大体言いたいことは言ったつもりでございますが、他の方も、事務局で承知しておられるレベルで、とりあえず修正されたものをインターネットなりで読ませていただいて、二次的な御注文があるかどうか分かりませんが、そういう格好で進めていただければ。もうこれでこういうミーティングが26日まではないわけですね。

山内座長 そうです。基本的に、いただいた御意見を修文して、私と事務局でやりますので、それはメールで皆さんにお届けするということによろしく願いします。

それと、あと、もう一つは、これは役所が絡むことですので、関係省庁との事実誤認等の確認が必要だということでございますので、御意見をいただくのはすぐいただかないと間に合わないかと思っておりますので、よろしく願いします。26日の総合部会で報告をしたいと思っております。

今後の日程等について事務局から最後をお願いします。

事務局 一番初めに事務局から申しましたとおり、また2回目以降、7月15日の推進委員会以降にVFMについては御議論いただきたいと存じますので、また、その後の日程については別途調整をさせていただきたいと存じます。

山内座長 それでは、本日はお時間になりました。この辺で議論を締めたいと思います。どうも熱心に御議論いただきありがとうございました。

- 以上 -